

広島市行政経営改革推進プラン

(令和2年度～令和5年度)

令和2年2月策定
令和3年4月修正
令和4年4月修正
令和5年4月修正

企画総務局 行政経営部 行政経営課

目 次

1	行政経営改革推進プラン策定の趣旨	1
2	計画期間	2
3	行政経営改革の目標	2
4	具体的な取組	3
5	行政経営改革の推進体制	19

1 行政経営改革推進プラン策定の趣旨

本市においては、人口減少、少子・高齢化に伴い発生することが予想される様々な課題に打ち勝つため、近隣市町と連携して将来にわたって持続的に発展を続けていくという発想の下で市政運営に取り組む必要がある。このため、「200万人広島都市圏構想」を掲げ、圏域の中核都市として、まちの賑わいや活性化につながる都市機能の強化や子育て・教育等の諸施策の充実などに取り組んでいるところである。その際、これらの取組を確実なものにしていくためにも、本市の魅力をこれまで以上に高めていかなければならない。

一方、既に生産年齢人口が減少に転じ、当面は市税の大幅な増収が期待できない中であって、医療・福祉などの社会保障費をはじめとした義務的経費は市税の規模を上回っており、市債残高は1兆円を超える規模となっている。

こうした中、今後、高齢者人口がさらに増加した状況下においても、社会保障を持続可能なものとし、あらゆる面で市民生活の質の向上を図っていけるよう、今からの確な対応を準備していくことが求められている。このため、聖域なくあらゆる経費を見直しながら、社会保障のための義務的な支出と、将来の発展に必要な施策に取り組むための裁量的な支出をバランスよく賄っていくことが、当面の課題となっている。

この課題解決に当たって、人口の増加等に伴う市税の増収等をどう配分するかを考えれば良かった右肩上がりの時代と違い、全体が縮小する局面においては、これまで行ってきた施策を含め、全体としての配分を見直した上で、新たな対応を行わなければならない。この新たな対応は、従来のような一律の経費節減を中心とした行政改革という概念を超え、本市が保有するヒト、モノ、カネ、情報といった限られた経営資源を最大限活用しながら、効果的・効率的に質の高い行政サービスを提供していくというものであり、市政運営における「経営改革」と言えるものである。

この「経営改革」においては、その場その場の「部分最適」のみならず、市の政策を俯瞰し「全体最適」を追求するという発想に立つとともに、一つの対応策により多面的な成果を上げる「一石三鳥」を可能にするような、生産性の向上を図ることが求められる。

こうした考え方の下、持続可能性の確保とともに本市の魅力づくり、とりわけ市民サービスの充実といった視点に立ちつつ、この「経営改革」を全市的に進めていくため、「広島市行政経営改革推進プラン」を策定する。

2 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

3 行政経営改革の目標

このプランの目指すものは、持続可能性の確保とともに本市の魅力づくり、とりわけ市民サービスの充実を図ることにあることから、その実現に向けて、次の3つの目標の下に経営改革を推進する。

(1) 市民本位の行政サービスの提供

I C Tの活用などにより区役所の窓口サービスの向上を図るとともに、高齢者や障害者等への包括的な支援体制の構築などにより地域共生社会の実現に取り組むほか、未来を担う子どもの育成、まちづくり活動への支援など、市民生活の様々な場面において各種サービスの充実を図り、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に応えていく。

また、施設整備等の大きなコストを伴う行政サービスの展開に当たっては、市民サービスの向上とコスト縮減の両立を図るため、民間の資金やノウハウなどを活用する。

さらに、国に対する制度改正や規制緩和の働きかけによる政策実現、県や近隣市町と連携した施策展開などにより、市民にとっての利便性の向上を図る。

(2) 効率的な行政システムの構築

政策の企画・立案を職員が重点的に行えるよう、定型業務の民間委託化等を推進する。

また、A I・R P Aなどの先端技術等を活用した業務の効率化・簡素化を図る。

さらに、公営企業や地方独立行政法人等について、独立採算制であることを基本に健全な経営を推進するほか、行政サービスの効率化を図るため、県や近隣市町と連携した施策等を展開する。

(3) 持続可能な財政基盤の構築

国・県からの交付金や民間からの寄附金などの資金確保のほか、市民間での公平な負担の観点からの取組など、幅広い視点に立って財源確保に努める。

また、予算編成において事業の「選択と集中」を徹底し、かつ、執行段階も含めて可能な限り経費の節減を図ることにより、将来世代の負担にも配慮した持続可能な財政基盤の構築を図る。

4 具体的な取組

【取組項目一覧】

(1) 市民本位の行政サービスの提供			
①	区役所窓口における市民サービスの向上と業務の効率化	企画総務局 健康福祉局 こども未来局 等	P 5
②	指定管理者制度の見直しによる施設サービスの向上	企画総務局行政経営課	P 6
③	広島城の魅力の向上	市民局文化振興課	P 6
④	地域における保健活動の充実	健康福祉局地域共生社会推進課、健康推進課	P 7
⑤	高齢者の社会参加の促進に向けた取組の充実	健康福祉局高齢福祉課	P 7
⑥	幼児教育・保育の充実	こども未来局保育企画課、 教育委員会教育企画課	P 8
⑦	ごみ処理に関する総合的な取組の推進	環境局環境政策課	P 8
⑧	新中央市場の建設	経済観光局中央市場	P 9
⑨	旧市民球場跡地の活用	都市整備局都市機能調整部	P 9
⑩	サッカースタジアムの建設	都市整備局スタジアム建設部	P 10
⑪	郊外部・中山間地域等における新技術等を活用した持続可能な移動手段の確保	道路交通局都市交通部	P 10
⑫	放課後児童クラブのサービスの維持・向上	教育委員会放課後対策課	P 11
⑬	学校給食の充実	教育委員会健康教育課	P 11
⑭	英語教育の充実	教育委員会指導第一課、 指導第二課	P 12
⑮	いじめに関する総合対策の推進	教育委員会生徒指導課	P 12

(2) 効率的な行政システムの構築			
①	市役所北庁舎別館の建替	企画総務局総務課	P 13
②	先端技術（A I ・ R P A等）を活用した業務の効率化	企画総務局行政経営課、情報政策課	P 13
③	食肉市場の経営改善	経済観光局食肉市場	P 14
④	下水道事業の経営改善	下水道局経営企画課	P 14
⑤	水道事業の経営改善	水道局業務管理課	P 15
⑥	公益的法人等の在り方検討	企画総務局行政経営課、各局等公益的法人等所管課	P 15
⑦	広島市立大学の経営改善	企画総務局行政経営課	P 16
⑧	広島市立病院機構の経営改善	健康福祉局医療政策課	P 16

(3) 持続可能な財政基盤の構築			
「財政運営方針（令和2年度～令和5年度）」に基づく取組			
①	収納率向上のための取組の推進	財政局税制課、収納対策部、健康福祉局介護保険課、保険年金課、こども未来局保育企画課、都市整備局住宅政策課	P 17
②	公の施設の使用料の在り方検討	財政局財政課	P 17
③	就学援助制度の適正化	教育委員会学事課	P 18
④	未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進	財政局管財課	P 18

【各取組の概要】

(1) 市民本位の行政サービスの提供

① 区役所窓口における市民サービスの向上と業務の効率化

(企画総務局、健康福祉局、こども未来局等)

【内容】

- ・ 区役所市民課の窓口業務について、これまで正規職員が担ってきた定型業務を会計年度任用職員に担わせることで、正規職員が市民からの相談対応等の専門的な業務に集中して取り組めるようにするとともに、会計年度任用職員を増員し、昼の時間帯における窓口での市民の待ち時間の短縮を図る。
- ・ また、市民の区役所窓口での行政手続について、死亡時などのライフイベントの際に必要な複数の手続を一つの窓口で案内や受付をするワンストップサービスの導入のほか、国の動向や住民記録・福祉情報などの基幹系システムの更新を見据えて、申請手続の電子化を推進するなど、市民サービスの向上と業務の効率化に一体的に取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区役所市民課における待ち時間の短縮	会計年度任用職員+26人 (正規職員△10人)	会計年度任用職員+25人 (正規職員△9人)	効果検証	
ワンストップサービスの導入	死亡時の手続のワンストップサービスの検討・導入	転出・転入時及び出生時の手続のワンストップサービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生時の手続のワンストップサービスの導入 ・ 転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修 	ワンストップサービスの拡充に向けた検討
申請手続の電子化の推進	申請手続の電子化に係る実証実験の実施	オンライン手続の拡充の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て、介護の26手続についてマイナンバーカードを用いたオンライン申請を開始 ・ 市営住宅収入申告等14手続についてオンライン申請を開始 	可能なものから順次導入

② 指定管理者制度の見直しによる施設サービスの向上（企画総務局行政経営課）

【内容】

- ・ 指定管理者制度については、所期の目的の一つである管理経費の縮減の成果は上がってきているが、施設サービスを向上させて利用者満足度を高めていくというもう一つの目標達成に向けては、その担い手である良質な事業者による運営の持続可能性を高めることが課題となっている。
- ・ 良質な事業者の確保に関しては、これまで指定管理者候補選定時の評価基準への施設管理の取組実績を評価する項目の追加や、指定期間を原則4年間から5年間へ見直すなどの対応を行ってきた。引き続き良質な事業者の確保に係る制度運用の見直しを行うとともに、開館時間の延長や魅力的なイベント等の実施など事業者の創意工夫を促すことで、更なる施設サービスの向上を目指す。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定管理者制度運用の見直し	見直しの方針決定	見直し後の制度運用による指定管理者の選定	効果検証	

③ 広島城の魅力の向上（市民局文化振興課）

【内容】

- ・ 浅野氏広島城入城400年記念事業を契機とした、被爆以前の広島歴史・文化への関心の高まりを更に向上させるとともに、観光都市としての回遊性の向上を図るため、広島城の魅力向上させる必要がある。
- ・ このため、天守閣が位置する本丸及び二の丸については、その歴史・文化の発信力を更に強化し、現在は観光バスの駐車場等としての活用にとどまっている三の丸については、民間活力の導入により、例えば、江戸期の広島を想起するようになぎわい施設等の整備を行うなど、本丸・二の丸・三の丸それぞれの機能を高め、より多くの観光客に訪れてもらえるような取組を推進する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広島城の魅力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島城基本構想の策定 ・ 基本構想の具体化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島城三の丸の整備に向けた計画策定等 ・ 天守の木造復元に向けた調査等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島城三の丸の整備 ・ 天守の木造復元に向けた調査等 	基本構想を踏まえた取組を順次実施

④ 地域における保健活動の充実（健康福祉局地域共生社会推進課、健康推進課）

【内容】

区役所厚生部に「地域支えあい課」を設置し、同課において保健師がそれぞれの担当地区を受け持つ「保健師地区担当制」を導入することにより、保健師が積極的に地区に出向き、訪問指導や健康相談を行うなどの保健活動を充実させるとともに、地域住民や関係機関と連携しながら高齢者、障害者、子どもなど全ての住民が暮らしやすい地域づくりを推進する。

【スケジュール】 ※令和2～3年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
「保健師地区担当制」の導入	制度導入	効果検証		

⑤ 高齢者の社会参加の促進に向けた取組の充実（健康福祉局高齢福祉課）

【内容】

- ・ 高齢者の社会参加をよりの確かつ効果的に促進するため、これまで実施してきた高齢者公共交通機関利用助成を廃止し、活動実績に基づいて支援を行う制度である高齢者いきいき活動ポイント事業を全面実施する。なお、身体的状況により外出が困難な状況にある高齢者を対象として、外出機会の創出を支援するために、新たな交通費助成制度を創設する。
- ・ 全面実施に当たっては、ポイント事業の高齢者の社会参加の促進や健康づくり・介護予防に資する効果、地域団体の活動の活性化に資する効果を踏まえ、対象者の拡大を図るとともに、引き続き高齢者が参加しやすい環境づくりなどに取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～3年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通費助成からポイント事業への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポイント事業の全面実施（交通費助成の廃止） ・ ポイント事業の対象者拡大 ・ 高齢者が参加しやすい環境づくり 	効果検証		

⑥ 幼児教育・保育の充実（こども未来局保育企画課、教育委員会教育企画課）

【内容】

- ・ 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して、遊びや生活の中で、将来の学びにつながる質の高い幼児教育・保育を行う必要がある。また、少子化に伴い幼児教育・保育の需要が減少していく中であっても、多様な保護者のニーズに的確に対応できるようにしていく必要がある。
- ・ このため、幼稚園・保育園等を問わず、全体最適の視点に立って、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図るとともに、持続可能な提供体制を構築していくため、公立と私立の役割を整理した上で、幼児教育・保育の充実に向けた長期的なビジョンを令和元年度に策定し、これに基づいた施策展開を進める。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育・保育ビジョンに基づく取組	幼児教育・保育ビジョン実施方針の策定	・ 幼児教育・保育の一体的な質の向上に向けた取組の検討・実施 ・ 幼児教育・保育の需要減少への対応		実施方針に基づく取組の実施

⑦ ごみ処理に関する総合的な取組の推進（環境局環境政策課）

【内容】

- ・ 「ゼロエミッションシティ広島の実現」を基本理念として取り組んでいるごみの減量・資源化については、循環型社会の形成に向けて、食品ロスや資源ごみの持ち去り行為への対応などの諸課題の解決に向けた取組をより一層推進していく必要がある。
- ・ このため、ごみの発生から排出、収集・処分に至るまでの過程における様々な課題の体系的な整理を踏まえ、市民・事業者・行政それぞれの役割分担に即して必要となる施策を総合的に検討・実施していく。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ処理に関する総合的な取組	具体的な取組内容の検討	ごみ処理に関する総合的な取組の実施		

⑧ 新中央市場の建設（経済観光局中央市場）

【内容】

- ・ 広島市中央卸売市場中央市場及び東部市場の現状と課題を踏まえ、今後の市場の在り方、整備の方向性を整理した結果、中央市場と東部市場を統合し、「安全・安心な生鮮食品等の安定的な供給を担う、中四国の拠点市場」をコンセプトに施設整備することを主な内容とする「新中央市場建設基本計画」を平成31年3月に策定した。
- ・ この計画を踏まえ、民間活力を活用しながら品質管理及び衛生管理の高度化等に対応するとともに、新中央市場が商工センター地区のまちづくりにも寄与するものとなるよう、関係者による一致協力したにぎわい機能の導入等を視野に入れて、新中央市場の建設に取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新中央市場の建設				
	市場施設の計画概要・事業手法の検討等	事業者の公募		事業者の選定、施設の設計等

⑨ 旧市民球場跡地の活用（都市整備局都市機能調整部）

【内容】

旧市民球場跡地については、平成25年に公表した「旧市民球場跡地の活用方策」や、その具体的なイメージとして平成27年に公表した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を踏まえつつ、都心に立地する跡地の特性を最大限に生かすとともに、サービス水準の向上や経費の節減が図れるよう、民間活力を活用したイベント広場の整備などを行い、市民や来訪者が集い、にぎわいとおもてなしの心が感じられる空間づくりに取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旧市民球場跡地の活用				
	イベント広場の整備・運営を担う民間事業者の公募を開始	事業者の選定、設計	整備工事、供用開始	事業者による管理運営

⑩ サッカースタジアムの建設（都市整備局スタジアム建設部）

【内容】

サッカースタジアムについては、サッカーのための施設にとどまらず、スタジアム自体が都心部再生の起爆剤となるよう、にぎわい機能等の導入により多機能化・複合化を図るとともに、民間活力の活用も含め、事業効果の最大化、設計・施工や管理運営の効率化が図れるような事業手法を検討し、年間を通じて若者を含む幅広い世代が集まり楽しめるような施設とする。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サッカースタジアムの建設	設計・施工一括受託事業者の募集・選定	基本・実施設計	建設工事、開業準備を順次実施	

⑪ 郊外部・中山間地域等における新技術等を活用した持続可能な移動手段の確保（道路交通局都市交通部）

【内容】

郊外部の住宅団地や中山間地域等の公共交通サービスが十分に行き届いていない地域において、高齢者をはじめとする地域住民の誰もが安心して生活し続けられるよう、乗合タクシーの導入支援などの既存制度に加え、ICTや自動運転等の新技術を活用した新たなモビリティサービスの導入環境の整備に取り組むことで、地域における持続可能な移動手段の確保を図る。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新たなモビリティサービスの導入環境の整備	地域の実情に合わせた新技術の導入や乗合タクシーに係る事業者連携の検討	新技術・新スキームなどを活用した新たなモビリティサービスの研究	地域の実情に応じたモビリティサービスについて、熟度の高まったものから随時導入	

⑫ 放課後児童クラブのサービスの維持・向上（教育委員会放課後対策課）

【内容】

- ・ 放課後児童クラブの運営経費については、今後のクラス増設により財政負担がさらに大きくなる見込みである。
- ・ このため、平成30年11月に利用児童の保護者を対象に実施した「放課後児童クラブ事業に関するアンケート調査」の結果を前提にサービス向上策を実施するとともに、受入体制の確保を図る。なお、利用者負担の導入に際しては、経済的な理由で利用が困難とならないように配慮する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービスの維持・向上	サービス向上策、利用者負担の検討	・ 方針案の公表	利用料金収納システム改修等	サービス向上策の実施、利用者負担の導入

⑬ 学校給食の充実（教育委員会健康教育課）

【内容】

- ・ 本市で採用している学校給食の提供方式のうち、デリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下しており、また、自校調理方式とセンター方式については、施設の老朽化が進んでいることから、それぞれに早急な対応が必要になっている。
- ・ こうした複数の課題を一括して解決し、より安全でより効率的かつ持続的に給食を提供するために、給食提供体制の見直し方針を策定し、これに基づく取組を進める。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校給食の充実	給食提供体制の見直し方針の検討	・ 方針の策定	見直し方針に基づく取組を順次実施	

⑭ 英語教育の充実（教育委員会指導第一課、指導第二課）

【内容】

- ・ 小学校において、英語教育の早期化・教科化に対応するため、小学校の英語指導アシスタント（AIE）の配置を見直し、より専門性の高い英語専科指導教員の配置による指導体制へ移行する。
- ・ 中学校において、コミュニケーション能力の育成に重点を置いた英語指導への転換を図るため、減員する小学校のAIEの予算を活用して、中学校の英語指導助手（ALT）を増員し、英語教員とALTとのチーム・ティーチングによる指導体制へ移行する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校の英語専科指導教員配置校の拡大 (AIE配置校の見直し)	84校 (57校)	108校 (33校)	141校 [全校配置] (0校)	効果検証
中学校のALT配置校の拡大	36校	52校	63校 [全校配置]	効果検証

⑮ いじめに関する総合対策の推進（教育委員会生徒指導課）

【内容】

- ・ 本市の全ての子どもたちがいじめでつらい思いをすることなく、安心して学校生活を送るためには、「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止、学校における教育相談の充実、いじめの早期発見及び早期対応、児童生徒一人一人の実態に応じた切れ目のない支援等に、各学校が着実に取り組む必要がある。
- ・ このため、モデル校を設定して教員を加配し、いじめ防止対策と働き方改革を一体的に進める。その後、モデル校での取組の成果を踏まえつつ、本市全体のいじめ防止対策の充実を図る。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いじめに関する総合対策	モデル校における取組の推進、検証	働き方改革と連携しいじめに関する総合対策の推進 [全校実施]		

(2) 効率的な行政システムの構築

① 市役所北庁舎別館の建替（企画総務局総務課）

【内容】

- ・ 北庁舎別館は、昭和36年の建設から約60年が経過して老朽化が著しく、建替を検討する必要がある。
- ・ 建替が効果的・効率的なものとなるよう、周辺の市有施設の利用状況等を調査し、周辺施設との統廃合・機能集約を検討した上で、施設の建替規模を決定するとともに、建替費用に係るコスト削減を図るため、民間活力の活用を検討した上で、事業手法を決定する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市役所北庁舎別館の建替	周辺施設との統廃合・機能集約、事業手法の検討	北庁舎と一体での周辺地への移転の可能性を検討	北庁舎別館単体での周辺の民間賃貸ビルへの移転を検討	公募により選定した移転先候補の民間賃貸ビルへの移転計画案を検討・調整

② 先端技術(AI・RPA等)を活用した業務の効率化

(企画総務局行政経営課、情報政策課)

【内容】

- ・ 職員が市民からの申請書等の内容の業務システムへの単純入力などの定型業務に多くの時間を取られ、多様化する行政ニーズに対応するための政策の企画立案などの「職員でなければできない業務」に十分注力できていないという課題がある。
- ・ このため、定型業務のうち先端技術の活用により自動化できるものの検証を行い、このうち導入効果が認められるものについては、順次、自動化することによって、業務の効率化を図る。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
先端技術を活用した業務の効率化	介護保険業務に係るシステム入力等の自動化	国民健康保険等の業務に係るシステム入力等の自動化	市県民税等の業務に係るシステム入力等の自動化	自動化可能な事務の効果検証を行い、導入効果が認められるものは順次自動化

③ 食肉市場の経営改善（経済観光局食肉市場）

【内容】

- ・ 食肉市場は、処理頭数が施設建設当時から大きく減少しており、施設の老朽化が進んでいることによる維持管理費の増加など、運営経費が収入を大きく上回り、一般会計から多額の繰入が必要となる状況が続いている。
- ・ 市場を取り巻く環境の変化、現状の課題や役割を整理した上で、施設構造や作業環境の改善、ランニングコストの削減策などにより、食肉市場の経営改善を図る。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食肉市場の経営改善	課題等の整理・対応案の検討		中・長期的な課題の解決に向けた対応等の検討	
			使用料改定など赤字縮減に向けた当面の取組の調整及び実施	

④ 下水道事業の経営改善（下水道局経営企画課）

【内容】

- ・ 下水道事業は、健康で安全かつ快適な生活を送る上で必要不可欠なライフラインであるため、将来にわたって安定的に事業を継続していく必要がある。
- ・ このため、下水道事業における収入の確保や経費節減に取り組むとともに、ハード面では、将来的な事業の最適化を前提とした下水道施設の再構築を検討・実施するなど、より一層の経営の効率化に取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
下水道事業の経営改善	経営改善に向けた取組の検討	経営改善に向けた取組の実施 ・ 下水道施設の計画的・効率的な改築更新及び長寿命化対策の実施（アセットマネジメントの推進） ・ 企業債の償還財源の平準化 ・ 下水道施設の運転管理業務の効率化等の実施		

⑤ 水道事業の経営改善（水道局業務管理課）

【内容】

- ・ 水道事業を取り巻く経営環境は、節水型社会の進行や今後見込まれる人口減少等により給水収益が減少する一方で、水道施設の老朽化対策等の建設改良費は増加していくことから、一段と厳しさを増すことが見込まれる。
- ・ このため、サービスの水準を維持した上で、水道料金収納業務の民間委託を実施するなど、経営効率化に向けた検討・取組を進め、安定的に水道事業を運営できるよう、健全経営を推進する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水道事業の経営改善	収納業務の民間委託の検討	収納業務の民間委託の実施	効果検証	
		水道料金等徴収業務の包括委託の検討		徴収業務の包括委託の実施 (中央営業所)

⑥ 公益的法人等の在り方検討

（企画総務局行政経営課、各局等公益的法人等所管課）

【内容】

- ・ 公益的法人等は、その専門的知識や豊富な経験を有する職員体制等を生かし、主には地方公共団体からの委託事業や補助事業を実施することによって、行政を補完・代替する役割を担い、住民の福祉の増進に寄与してきた。
- ・ しかしながら、近年、指定管理者制度やPFI等の例のように、地方公共団体の実施する事業に民間企業等を活用できる仕組みが次々と創設されるなど、これまでの公益的法人等の役割にも影響を与えかねない状況が生じている。
- ・ こうした状況を踏まえ、今後、公益的法人等がどのような役割を担うべきかを改めて検討し、必要に応じて組織人員体制や財務体質の見直しを行う。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公益的法人等の在り方検討	法人の現状・課題を踏まえた在り方検討		可能なものから順次実施	

⑦ 広島市立大学の経営改善（企画総務局行政経営課）

【内容】

- ・ 公立大学法人広島市立大学として、自主性及び自律性が発揮できる公立大学法人制度の利点を生かしながら、「国際平和文化都市の『知』の拠点ー地域と共生し、市民の誇りとなる大学ー」に向けた取組を持続的に進めていくため、自主財源確保の強化に取り組むことが求められている。
- ・ このため、第2期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）の業務実績、国の教育改革や財政措置の動向、他大学の取組状況なども踏まえて、第3期中期目標（令和4年度～令和9年度）を定め、より一層効率的・自立的な運営体制の構築に取り組む。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期中期目標の策定・運営				→
	第3期中期目標の検討 (第2期中期目標期間の業績見込評価)	第3期中期目標の策定 (第2期中期目標期間の業績見込評価)	第3期中期目標に基づく運営 (第2期中期目標期間の業績評価)	

⑧ 広島市立病院機構の経営改善（健康福祉局医療政策課）

【内容】

- ・ 地方独立行政法人広島市立病院機構として、今後の更なる高齢化の進展や医療需要の変化に的確に対応していくためには、救急医療や小児医療など市民生活に不可欠な医療、感染症医療やリハビリテーション医療など地域に必要な医療、がんや脳卒中、急性心筋梗塞の治療など高度で先進的な医療の提供に引き続き積極的に取り組むとともに、病院のみではなく地域全体で治し、支える、地域完結型医療の提供が求められている。
- ・ このため、第2期中期目標期間（平成30年度～令和3年度）の業務実績や本市を取り巻く医療環境などを踏まえ、第3期中期目標（令和4年度～令和7年度）を定め、より一層の質の高い医療の提供に取り組むとともに、将来を見据えた病院運営を行い、併せて、法人として安定した経営のための基盤づくりを進め、持続可能な医療提供体制を確保する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期中期目標の策定・運営				→
	第3期中期目標の検討 (第2期中期目標期間の業績見込評価)	第3期中期目標の策定 (第2期中期目標期間の業績見込評価)	第3期中期目標に基づく運営 (第2期中期目標期間の業績評価)	

(3) 持続可能な財政基盤の構築

「財政運営方針（令和2年度～令和5年度）」に基づく取組

① 収納率向上のための取組の推進（財政局税制課、収納対策部、健康福祉局介護保険課、保険年金課、こども未来局保育企画課、都市整備局住宅政策課）

【内容】

- ・ 広報活動等を通じて、コンビニエンスストアでの納付の周知を図るほか、口座振替加入勧奨を徹底するなど、納期内納付を促進する。
- ・ お知らせセンター及び収納事務受託者からの納付の呼び掛けなどにより、新規滞納者に自主納付を促すとともに、高額滞納事案を中心に適切かつ効率的な滞納整理等を推進する。

【スケジュール】 ※令和2～3年度は実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
収納率の向上	市税	97.2%	98.4%	98.2%	98.4%
	介護保険料	98.4%	98.6%	98.5%	98.8%
	国民健康保険料	82.8%	83.5%	84.0%	84.9%
	保育料	95.2%	96.4%	96.5%	96.9%
	住宅使用料	94.8%	95.1%	95.0%	95.2%

② 公の施設の使用料の在り方検討（財政局財政課）

【内容】

- ・ 今後も収入の大幅な伸びが期待できない中、施設の老朽化が進み、中・長期的には維持補修費も含めた管理運営コストの増加が見込まれる。
- ・ このため、「利用者と未利用者との負担の公平性」と「施設運営の持続可能性」を確保するという観点から、公の施設の使用料の在り方を検討する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
使用料の在り方検討		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設や他都市の実態調査 ・ 基本方針の検討・策定 		<ul style="list-style-type: none"> 〔新型コロナウイルス感染症の影響を注視〕

③ 就学援助制度の適正化（教育委員会学事課）

【内容】

- ・ 就学援助制度の対象者のうち、児童・生徒の保護者で生活保護を受けている者（要保護者）に準ずる程度に困窮している者（準要保護者）には、本市独自の認定基準額（生活保護基準額×係数）により、「生活状態が不安定で、経済的理由により就学困難な状態にある」と認定される者が含まれており、平成30年度の認定率は約27%と政令指定都市の中で最も高く、総支給額は約21億円となっている。
- ・ この認定基準額の基礎となる生活保護基準額が平成元年度時のままとされていることや、申請者が負担する社会保険料等を二重に考慮する運用になっていることの解消を図る方策について検討し、制度の適正化を図る。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
制度の適正化	適正化の方策の検討	教育事務システムの改修		
			新制度の申請受付	新制度の運用

④ 未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進（財政局管財課）

【内容】

- ・ これまで積極的に市有資産の売却等を行ってきた結果、現在ではすぐに売却等を行うことが困難な物件が残る状況となっている。
- ・ このため、これら売却等に当たって課題を有する市有資産について、課題整理、対応策の検討などを行い、資産ごとに対応方針を定めた上で、市有資産の売却等を促進する。

【スケジュール】 ※令和2～4年度は実績

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未利用地等の売却や市有資産の有効活用の推進			市有資産の売却等	
	実態調査、課題整理・対応策の検討	処分・活用方針の決定	課題解決に向けた対応策の実施	処分・活用方針の見直し

5 行政経営改革の推進体制

全庁的な経営改革の推進を図るため、「広島市行政経営改革推進本部会議」を設置して進行管理を行う。

また、今後の社会経済情勢等に応じて、毎年度、新たな取組項目の追加などを行いながら、不断に経営改革の取組を進める。

名 称	広島市行政経営改革推進プラン (令和2年度～令和5年度)
登録番号	広 E1-2023-27
主管課 所在地	広島市企画総務局行政経営部行政経営課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL 082-504-2043
発行年月	令和5年(2023年)4月